

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月26日(2022.10.26)

【公開番号】特開2022-79628(P2022-79628A)

【公開日】令和4年5月26日(2022.5.26)

【年通号数】公開公報(特許)2022-093

【出願番号】特願2022-57595(P2022-57595)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 334

A 63 F 7/02 326 G

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月18日(2022.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体が転動可能な遊技領域と、遊技媒体が転動不能な非遊技領域と、を区画する区画部を備え遊技パネルの前方側から取付けられる前側構成部材と遊技パネルの後方側から取り付けられる裏側構成ユニットとを有する遊技機であって、

前記前側構成部材は、前記遊技領域側を正面視した際に視認可能とされる遊技領域側デザイン部を前記遊技領域側に備えるとともに、前記非遊技領域側を正面視した際に視認可能とされる非遊技領域側デザイン部を前記非遊技領域側に備え、前記遊技領域側に備えられた前記遊技領域側デザイン部と前記非遊技領域側に備えられた前記非遊技領域側デザイン部は統一性を有するデザインを有しており、

前記前側構成部材が備えるデザインよりも奥側に所定の装飾が施された奥側装飾部が前記裏側構成ユニットに設けられており、

前記裏側構成ユニットに設けられた前記奥側装飾部の手前側に前記遊技領域側デザイン部のデザインと統一性を有した中間デザイン部を備え、前記中間デザイン部の前面を前記遊技媒体が転動可能な遊技領域としていることで前記中間デザイン部の前面に遊技媒体が位置されえるようにされており、

遊技パネルの後方側から取り付けられる前記裏側構成ユニットは発光部を有しており、前記遊技パネルの後方から発光される前記発光部の光が前記前側構成部材の有するデザインにより間接照明的に和らげられるように、前記前側構成部材が有するデザインの遮光性が高くされている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このような従来の遊技機は、遊技の興奮を高める工夫がなされているものの、まだまだ視覚面の工夫が施された遊技機を望む声も少なからず存在する。

50

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

本発明は、上記した事情に鑑みなされたもので、その目的は、視覚面の工夫が施された遊技機を提供することにある。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書

10

【補正対象項目名】0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

本発明は、
遊技媒体が転動可能な遊技領域と、遊技媒体が転動不能な非遊技領域と、を区画する区画部を備え遊技パネルの前方側から取付けられる前側構成部材と遊技パネルの後方側から取り付けられる裏側構成ユニットとを有する遊技機であって、

前記前側構成部材は、前記遊技領域側を正面視した際に視認可能とされる遊技領域側デザイン部を前記遊技領域側に備えるとともに、前記非遊技領域側を正面視した際に視認可能とされる非遊技領域側デザイン部を前記非遊技領域側に備え、前記遊技領域側に備えられた前記遊技領域側デザイン部と前記非遊技領域側に備えられた前記非遊技領域側デザイン部は統一性を有するデザインを有しており、

前記前側構成部材が備えるデザインよりも奥側に所定の装飾が施された奥側装飾部が前記裏側構成ユニットに設けられており、

前記裏側構成ユニットに設けられた前記奥側装飾部の手前側に前記遊技領域側デザイン部のデザインと統一性を有した中間デザイン部を備え、前記中間デザイン部の前面を前記遊技媒体が転動可能な遊技領域としていることで前記中間デザイン部の前面に遊技媒体が位置されえるようにされており、

遊技パネルの後方側から取り付けられる前記裏側構成ユニットは発光部を有しており、前記遊技パネルの後方から発光される前記発光部の光が前記前側構成部材の有するデザインにより間接照明的に和らげられるように、前記前側構成部材が有するデザインの遮光性が高くされている

ことを特徴とする。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書

20

【補正対象項目名】0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

30

本発明によれば、視覚面の工夫が施された遊技機を提供することができる。

40

50